

介護保険の財源は、市民のみなさんの保

介護保険は助け合いのしくみです。

介護保険の費用は、サービスを受ける被保険者自身が助け合いの考えに立って、保険料を負担
高齢者(第1号被保険者)の保険料で費用全体の約23%、現役世代(第2号被保険者)の保険料で約27



第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

[平成30~32年度の保険料]

段階	対象者	負担割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	31,174円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	45,029円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	51,957円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	62,348円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	69,275円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.15	79,667円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	86,594円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	基準額×1.50	103,913円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	121,232円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	138,550円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.10	145,478円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.20	152,405円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.30	159,333円

○実際に納めていただく保険料は、10円未満を切り捨てた額となります。

○公的年金収入金額とは、公的年金等控除前の公的年金等(老齢・退職年金など)の収入金額です。

○公的年金収入金額には遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

○合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得(特別控除前)、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。

また、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

ただし、平成30年度以降の期間に対して決定される保険料を算定する場合、合計所得金額は、次の額を控除した額とします。また、控除した結果がマイナスの場合は0円として計算します。

1. 租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額

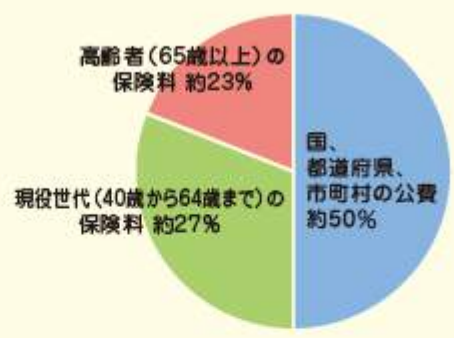
2. 本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)

○合計所得金額には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除が適用されません。

○公的年金収入及び合計所得金額は、保険料賦課年度の前年1月~12月の合計です。

○世帯は4月1日(年度途中に資格取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

保険料で支えられています。



するとともに、これを国民みんなで支えています。具体的には、%、このほか国都道府県市町村の公費によってまかなわれています。

保険料の決め方

保険料は、札幌市のサービス提供水準などをもとに決まります。

- 保険料は介護サービス費用の見込みに応じて、3年ごとに設定されます。
- 保険料は、前年の所得などに応じて13段階に区分されており、低所得者の負担が重ならないように配慮されています。

保険料の納め方

●年金からの天引き(特別徴収)

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として2か月ごとに支払われる年金から、保険料が天引きされます。

●口座振替・納付書による納付(普通徴収)

年金額が年額18万円未満の方など、年金から天引きとならない方は、年10回の納期に分けて、口座振替または納付書で金融機関などから納めることとなります。

年額18万円以上の年金を受給されている方でも、年度の途中で65歳になった方や、他市町村から転入した方などは、その年度の保険料は普通徴収となります。また、年金天引きは自動的に開始されるため、手続きの必要はありません。開始の際には、その旨を通知書でお知らせいたします。

第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料



保険料の決め方と納め方

- 加入している医療保険の算定方法により保険料が決まり、医療保険料に上乗せして納めます。
- 納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じて、市町村に交付されます。

●職場の健康保険に加入している方

- 保険料は給与額に応じて異なります。
- 保険料は加入している医療保険のルールで納めていただきます。
 - ・原則として保険料の半分は事業主が負担します。
 - ・サラリーマンの妻などの被扶養者分は、原則として各医療保険の第2号被保険者のみなんで負担しますので、個別に保険料を納める必要はありません。

●国民健康保険に加入している方

- 保険料は所得などに応じて異なります。
- 保険料は世帯ごとに世帯主に納めていただきます。
 - ・保険料のおよそ半分は公費で負担することになります。
 - ・世帯員である妻などの分も世帯主に納めていただきます。